

丸亀市立城東小学校いじめ等防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

しかし、いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得ることから、本校においては、ここに定める基本方針に従って、いじめ等への対応に組織的に取り組みます。

第1 いじめ等防止に向けた基本的な方針

1 いじめ等の未然防止

児童が、安心して学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに努めます。

また、全校児童がいじめ等を自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

2 いじめ等の早期発見

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化を見逃さないよう努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有します。

3 いじめ等への早期対応

いじめ等を認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応します。被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導します。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て対応します。

4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、速やかに丸亀市教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努めます。

5 教職員の指導力の向上

すべての教職員のいじめ等への対応に係る指導力向上を図るため、校内研修を行います。

第2 いじめ等の防止のための組織

1 いじめ等防止対策委員会

本校におけるいじめ等の防止に関する措置を実効的に行うため、「城東小学校いじめ等防止対策委員会」を設置します。構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、及び関係教職員とし、必要に応じて関係機関職員を招聘します。(別図)

2 生徒指導委員会

月1回、問題傾向等を有する児童について、現状や指導についての情報交換をし、共通行動について話し合います。話し合った内容は学年団会で共通理解を図ります。

第3 本校におけるいじめ等防止のための取組

1 いじめ等の未然防止

(1) 学習指導

分かる授業づくりを進め、児童が参加・活躍できる授業を工夫し、学習指導の改善からいじめ等の未然防止に努めます。

(2) 道徳教育及び体験活動

いじめ等の防止や生命尊重等に向けて、道徳教育や体験活動を推進します。

【道徳・学活の年間計画の確認、県事業の活用(いのちのせんせい・非行防止教室等)】

(3) 傍観者を生まない集団づくり

「いじめゼロ月間」等を捉えて、児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ等防止に取り組むよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

(4) インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめ等を防止するため、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行います。(道徳・学活・社会科等の年間計画の確認)

(5) 保護者や地域への働きかけ

いじめ等の防止に向けて、PTAや地域の人と連携しながら、いじめ等の防止の取組を推進します。

2 いじめ等の早期発見

(1) 日常的な観察

すべての教職員が、児童が示す変化を見逃さないように努めます。

(2) 連絡帳・日記等を活用したいじめ等の把握

児童がいじめ等を訴えやすい体制を整えるため、連絡帳・日記等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努めます。

(3) アンケートの実施

いじめ等の実態を把握するため、定期的なアンケート調査を実施します。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また、選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、組み合わせて実施します。

(4) 教育相談体制の整備

児童の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口の周知を行い、スクールカウンセラー等の専門家や教職員による教育相談を実施します。

3 いじめ等に対する措置(別表1・2)

(1) いじめ等を認知したときの対応

- ・ いじめ等と疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・ いじめ等を認知した教職員は一人で抱え込まず、情報を共有します。
- ・ 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認します。
- ・ 事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。

(2) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・ いじめられた児童から、事実関係の聴き取りを行います。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応します。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝えます。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーなどの協力を得ます。
- ・ いじめ等が解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行います。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめたとされる児童から事実関係の聴き取りを行います。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応を行います。

- ・ いじめ等があったことが確認された場合、いじめ等をやめさせ、その再発防止に関する指導を行います。
- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめ等は人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導します。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行います。
- ・ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対処します。

(4) 学級全体への指導

- ・ 学級指導等を通して、いじめ等は絶対に許されない行為であることを指導します。
- ・ いじめ等を見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるよう指導します。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努めます。

第4 重大事態への対処

1 報告

いじめ等により、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめ等により相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した場合は、速やかに丸亀市教育委員会への報告を行います。

2 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「城東小学校いじめ等防止対策委員会」を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。調査を行ったときは、いじめ等を受けた児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

第5 教職員の指導力の向上

いじめ等への対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図ります。

「かがやく笑顔をとりもどすために」等の研修資料を活用して、いじめ等への対応に係る教職員の指導力向上を図ります。

第6 学校評価の実施

学校評価において、いじめ等の問題への取組等について自己評価を行うとともに、学校関係者評価を受けます。また、その結果を教育委員会に報告します。

第7 その他

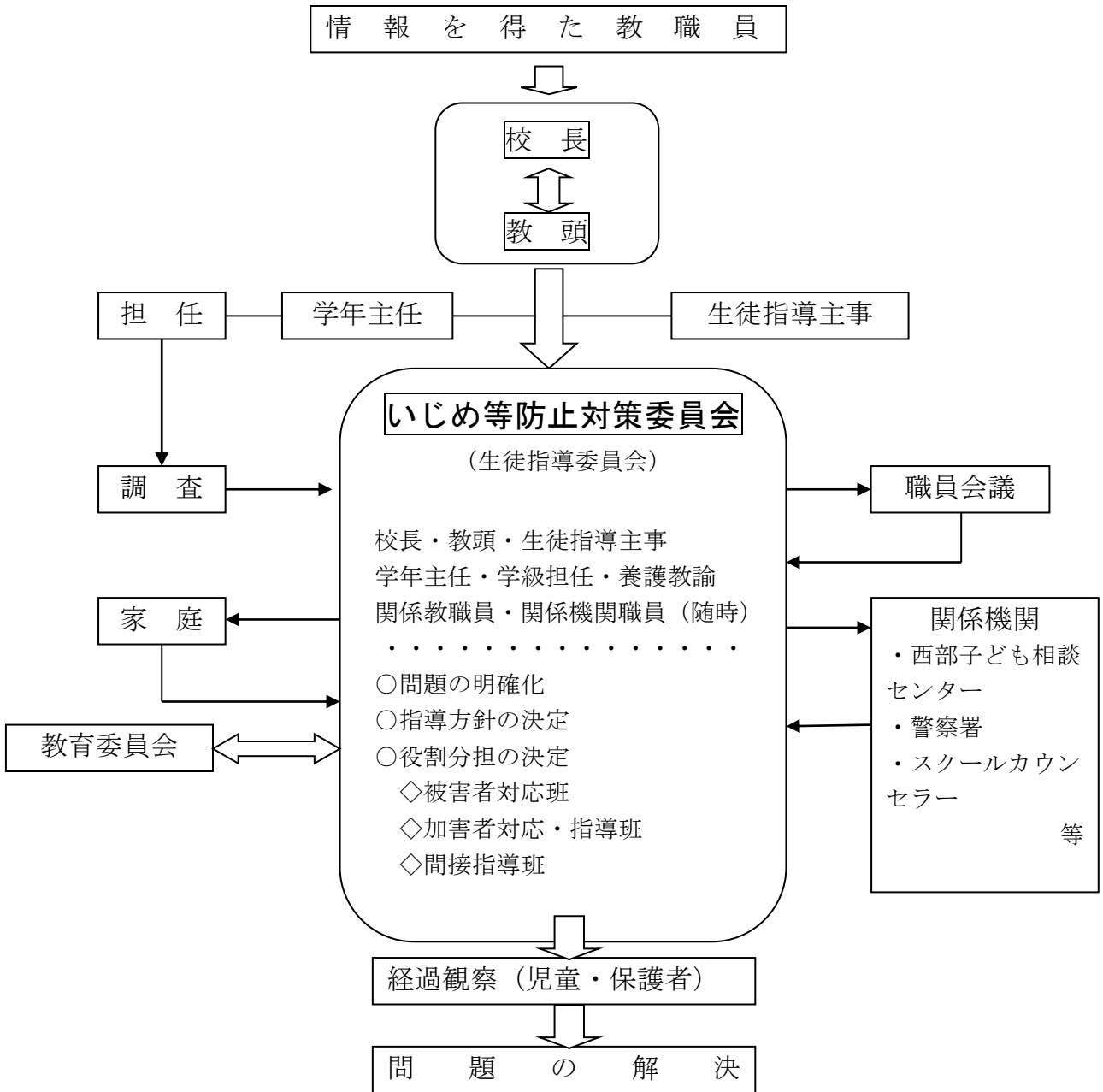
この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

平成28年 2月10日改定

平成29年 4月 1日改定

(別図)

【いじめ等防止のための組織・行動図】



(別表1)

【いじめ等防止のための取組】

○学校全体での取組

			児童にかかわること	家庭への啓発(学校→保護者→子ども)
1 いじめ等未然防止に関すること			<ul style="list-style-type: none"> ○いきいきタイムを利用して基礎的な学力の定着を図る。学習に対する達成感や成就感より自己有用感を味わわせる授業を工夫する。 ○世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。(道徳・特活・総合) ○学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。 ○「わたしたちの道徳」等の資料を活用して、道徳教育の充実を図る。 ○正しい判断力(自己指導能力)を身に付けさせる。(道徳・特活・総合) ○進んで奉仕体験活動に取り組ませる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。 ○携帯電話やインターネットを使うルール作りを行う。 ○友達の間を踏みにじったり傷つけたりすることの重大さを日頃から子どもに伝える。 ○地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。
2 いじめ等の早期発見に関すること			<ul style="list-style-type: none"> ○児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。 ○個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後等を利用して、児童から情報を収集する。 ○いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。 ○上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあつたら直ぐに対応し、原因を明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもとの会話をできるだけ多くする。 ○服装等の汚れや乱れに気を配る。 ○子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。 ○悩みは何でも親に相談できるような雰囲気を、普段から作っておく。
3 いじめ等に対する措置に関すること	① 暴力を伴ういじめ等の場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。
	② 暴力を伴わない場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。
	③ 行為が見えにくい場合	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。 ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての確に把握し、迅速に初期対応する。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○カウンセラーと連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。
直接関係のない者			<ul style="list-style-type: none"> ○傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ○友達の間を踏みにじらず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめに気付いた時、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるよう子どもに育てる。 ○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめの側や傍観者にならないという気持ちを育てるように伝える。

【地域・家庭との連携】

1 各家庭での取組	<p>○自分の子どもに関心を持ち、子どものさびしさやストレスに気付くことのできる親になれるよう啓発する。</p> <p>○ダメな時は「叱ることのできる親に！」頑張った時は「褒めることのできる親に！」を合い言葉に、意識させる。</p> <p>○父親の存在が大きく影響することを伝え、母親任せにしないで父親も子育てに参加するよう啓発する。</p> <p>○携帯電話やパソコンを使うルールを保護者と本人で話し合っ決めて。</p>
2 地域での取組	<p>○子どもたちを「地域の宝」として育てる意識を持ち、子どもたちに地域から守られているという安心感をもたせる。</p> <p>○子どもたちと顔見知りになるために、子どもたちと出会った時は挨拶や声かけをお願いします。</p> <p>○公園や遊び場などで子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。</p>

(別表2)

【年間計画】

月	実施計画	備考
4月	いじめ等防止基本方針についての共通理解（職員会）	授業参観・学級PTA
5月	生徒指導委員会 学級力アンケート	運動会
6月	生徒指導委員会 まどいアンケート 学校関係者評価委員会	授業参観・学級PTA
7月	生徒指導委員会 楽しい学校・学級づくりアンケート	
8月	いじめ等対応（現職教育）	
9月	生徒指導委員会	ウェルカムデー（公開授業参観）
10月	生徒指導委員会 学級力アンケート	
11月	生徒指導委員会 まどいアンケート	授業参観（道徳）
12月	生徒指導委員会 保護者アンケート 内部評価 楽しい学校・学級づくりアンケート	ドーナツ集会（人権集会）
1月	生徒指導委員会 学校関係者評価委員会	
2月	生徒指導委員会 まどいアンケート いじめ防止基本方針の見直し（企画委員会）	ドキ DOKI 学習発表会
3月	生徒指導委員会	

※「学級力アンケート」については、記述月（5月・10月）において、特に「いじめ等発見」の意識でアンケートを分析する。「楽しい学校・学級づくりアンケート」においても同様である。

(別表3)

いじめ等問題への取組チェックポイント

	内 容	評価			
		あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない
	・児童が出すサインを見逃さず、一つ一つに適時、的確に対応することができた。				
	・道徳、学級活動等で計画的にいじめ等に関わる問題を取り上げ指導することができた。				
	・いじめ等(問題行動を含む)の情報を抱え込まず、学年団で共有し、管理職に報告して対応にあたることができた。				
	・いじめ等についての研修の機会をもち、指導力の向上、教職員間の共通理解を図ることができた。				
	・生徒指導委員会やいじめ等防止対策委員会がいじめの未然防止・早期発見・早期対応等について有効に機能した。				

いじめ等発見のチェックポイント

【いじめられる側のサイン】

	観察の視点	あてはまる子がいる	
		チェック	名前
登下校時	・元気がなく浮かない顔をする。あいさつをしなくなった。 ・特に用事もないのに、教員に近づいてくる。		
朝の会	・遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない。 ・体調不良(頭痛、腹痛、吐き気等)を訴える。 ・表情が暗く、元気がない。		
授業の開始時	・一人遅れて入室したり、泣いていたりすることがある。 ・用具、机、椅子などが散乱している。 ・席を替えられている。		
授業中	・グループ分けやグループ活動で孤立しがちである。 ・教科書、ノート等に落書きがある。 ・配布物が配られない。 ・他の子どもから発言を強要されたり、発現するとはやし立てられたりする。		
休み時間	・用もないのに職員室へ来たり、一人でいたりすることが多い。 ・友だちとふざけあっているが、表情がぐらく、いつも同じ役(鬼ごっこの鬼・ボールのかたづけ等)をしている。 ・トイレ前で遊んでいる。トイレに行って、なかなか出てこない。		
給食時	・嫌われるメニュー時、多く盛られる。好きな物を級友にゆずる。 ・食べ物にいたずらをされる。その児童が配膳すると嫌がられる。		
清掃時	・人の嫌がる仕事をしたり、最後まで一人でしたりする。		
学校生活全般	・持ち物がなくなったり、掲示した作品などにいたずらをされたりする。 ・衣服が汚れたり、髪がみだれたりしている。 ・靴や傘をかくされることがある。		

【いじめる側のサイン】

	観察の視点	あてはまる子がいる	
		チェック	名前
学校生活全般	・廊下や階段等でなかま同士集まり、ふざけたり、ひそひそ話をしたりしている。 ・友だちの発言に対して、他の友だちと顔を見合わせて、笑ったり、さげすんだような反応をしたりしている。 ・友だちとの会話の中に差別意識が見られることがある。 ・教師が近づくと、急に仲よくふるまったり、不自然に分散したりする。 ・金品や物の貸し借りの様子がかがえる。		